

# 下水道使用料を改定します

きれいな水を守るためにはお金がかかります。皆様のご協力をお願いします。

## 下水道使用料の改定

下水道は、清潔で快適な生活環境ときれいな水辺環境を守るための重要な施設です。

下水道事業を計画的に進め、適正な維持管理をしていくため、平成十六年度から十九年度までの四年間を算定期間とし、維持管理費の全額と、資本費のおよそ三〇%を下水道使用料で賄うことを目標に、平成十五年十一月定例会議において、富士市下水道条例を一部改正し、平成十六年四月（五月計量分）から、平均一九・三%値上げすることになりました。

## 下水道使用料とは

下水道使用料は、皆さんの家庭や事業所から流された汚水をきれいにする施設の維持管理費や、下水道管布設など、建設のために借り入れた資金の返済金（資本費）を賄うために、下水道を利用していらっしゃる皆さんに負担していただいているものです。

## 値上げする理由

維持管理費と資本費は、下水道使用料で賄うことが原則です。しかし、下水道使用料が高額になってしまったため、現在は市の一般会計からの繰入金（市税など）で不足分を補っています。この繰入金は平成十五年度予算では約三十六億円にもなります。

一般会計の財源も厳しい中、下水道事業への繰入金増加は、ほかの事業にも大きな影響を及ぼします。これ以上、繰入金に依存するわけにはいかないと判断し、平成六年から十年近く据え置いてきた下水道使用料を改定することになりました。



東部浄化センター

## 今後4年間（平成16～19年度）の下水道使用料の対象となる経費と財源

対象経費 (原則として下水道使用料で賄うべき経費)	対象経費 196億1,040万円	
	維持管理費 52億173万円	資本費 144億867万円
現行の下水道使用料で推計した場合	使用料収入 78億4,740万円	一般会計からの繰入金(市税など) 117億6,300万円
	維持管理費 52億173万円	
改定後の下水道使用料で推計した場合	使用料収入 93億4,830万円	一般会計からの繰入金(市税など) 102億6,210万円
	維持管理費 52億173万円	

改定による差額約15億円

値上げをしても対象経費の半分以上は税金で補ってんしているんだね



- 1 維持管理費...汚水処理費や下水道管の清掃・補修費など
- 2 資本費...下水道管布設や下水処理場の建設のために借り入れた資金の返済金



4月1日から



下水道使用料新旧比較表 (1か月につき)

	汚水量	新料金 ( )は消費税抜き	
		平成16年4月から	現行料金 平成16年3月まで
基本料金	0~10 <sup>m<sup>3</sup></sup>	1,050円 (1,000円)	800円
従量料金 (汚水量 1 <sup>m<sup>3</sup></sup> につき)	11~20 <sup>m<sup>3</sup></sup>	105円 (100円)	80円
	21~30 <sup>m<sup>3</sup></sup>	115円50銭 (110円)	90円
	31~50 <sup>m<sup>3</sup></sup>	126円 (120円)	95円
	51~100 <sup>m<sup>3</sup></sup>	136円50銭 (130円)	105円
	101~500 <sup>m<sup>3</sup></sup>	147円 (140円)	130円
	501 <sup>m<sup>3</sup></sup> ~	157円50銭 (150円)	145円

平成16年4月からの料金は、消費税を含んだ総額表示となります。

例えば

1か月の汚水量が30<sup>m<sup>3</sup></sup>の場合、新料金で計算すると、月3,255円になります。

1円未満は切り捨て

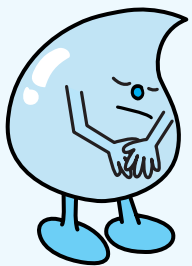
汚水量  
30<sup>m<sup>3</sup></sup>

0~10<sup>m<sup>3</sup></sup> → 10<sup>m<sup>3</sup></sup>までの基本料金 = 1,050円

11~20<sup>m<sup>3</sup></sup> → 10<sup>m<sup>3</sup></sup> × 105円 = 1,050円

21~30<sup>m<sup>3</sup></sup> → 10<sup>m<sup>3</sup></sup> × 115円50銭 = 1,155円

計 3,255円



今後も事業の効率化により、経費の節減を図っていきます。また、下水道整備の済んでいる区域で、まだ下水道に接続していない世帯への普及活動も推進していきます。皆さんのご理解とご協力をお願いします。



問い合わせ 下水道部管理課 ☎55-2801

✉gesui@city.fuji.shizuoka.jp

http://fujishi.jp/cityhall/gesui-b/